

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	28	年度
事業番号	27	事業名	企画一般事業費			
担当課	企画課	担当係	企画振興係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	4	環境共生のまちづくり(自然と環境保全)	連絡先	0858-76-0212	
	施策体系	1	自然環境・景観の保全と活用	事業区分	□新規	
	主な事業	放置家屋等解体撤去、環境審議会			■継続	
予算区分	款	2	総務費	事業実施主体	■八頭町	
	項	1	総務管理費		□その他	
	目	4	企画費	計画期間	開始	—
	事業	27	企画一般事業費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 八頭町民					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 町民が安心・安全に暮らせる町づくりをめざして、放置家屋の撤去等を促進する。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 危険家屋と判定された家屋持ち主への改善指導等					
事業の手段	どうする方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 必要に応じて、放置家屋等判定委員会を開催し、危険家屋と判定された家屋持ち主への改善指導を行う。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 町民が安心・安全に暮らせる環境に配慮したまちづくりを実現すること。					
根拠法令等	4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし			
	A	件	危険と判定された家屋所有者への改善・指導・勧告等			
	B					
	C					
	D					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし			
	A	件	危険と判定された家屋の改善実施がなされた件数			
	B					
	C					
	D					

4 コスト

区分		単位	25年度	26年度	27年度		28年度		29年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	件	1	1	2	7	2	8	2
	B								
	C								
	D								
成果指標	A	件	0	3	3	3	3	6	3
	B								
	C								
	D								
トータルコスト		千円	15,243	20,084	18,416	19,737	3,756	4,878	3,606
担当職員数		人	1.5	1.5	1.5	1.5	0.1	0.1	0.1
職員人件費		千円	12,000	12,000	12,000	12,000	800	800	800
事業費		千円	3,243	8,084	8,406	7,737	2,956	4,078	2,806
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	228	443	1,871	900	900	1,608	900
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円		441					
一般財源(単町費)		千円	3,015	7,200	6,535	6,837	2,056	2,470	1,906

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 28 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)
	平成26年から22件に指導(勧告)を行い、平成28年度までに13件(H26:4件、H27:3件、H28:6件)が解体撤去を実施した。
	成果(具体的に)
	放置家屋等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等による事故、犯罪及び火災を防止し、町民の安全で健康な生活を確保することができた。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	人口減少や高齢化等で空き家が社会問題となる中、本町でも対象家屋が増加する傾向にあるため、必要性は極めて高いものとする。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	13	20	①町が行わないといけない	家屋等の適正な管理は、所有者(管理者)責任が原則であるが、町が実施することによって所有者(管理者)負担を軽減し、地域の安全な生活の確保につながる事業と考える。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	県の補助制度を活用し、実質の町負担の軽減に努めた。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	対象となるのは老朽化等により危険であると判定されたものであり、地域の保全、暮らしの安心・安全の確保を図るため、緊急性は極めて高いものと考えている。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	20	20	①成果が上がっている	指導(勧告)件数が増加傾向にある中、制度の活用件数も増加しており、地域の保全に貢献することができている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
1	1、拡充する	80点以上	86 評価点による判定 1	対象家屋が増加傾向にあり、今後も制度を活用する案件が相当程度見込まれるなか、地域の保全に大きく貢献する本制度については、条例の終期設定を撤廃し事業を継続して実施している。平成29年度からの施行として「緊急安全措置」の規定を設けるなど対象を拡大し、地域住民の安全の確保を図っている。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	本事業においては、空家対策事業を中心として、地域振興や地域活性化等に資する事業を実施している。空家の問題については、本町においても数年前から放置家屋等の倒壊等による事故、犯罪及び火災等の発生を危惧する声が地域住民から上がり始めたことから、平成25年9月に「放置家屋等の適正管理に関する条例」を制定し、危険家屋の所有者等に対する危険解消措置の指導・勧告を行うとともに、解体・撤去等に係る経費に対する助成を行い、放置家屋等の管理の適正化を図っているところである。平成28年度に行った空家実態調査においては、放置家屋を含む空家が町内に相当数存在するという結果が出ており、今後、放置家屋等の数も増加していくことが十分に予想されることである。平成29年度には、空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定する予定となっていることから、今後、空家の状況把握や情報管理、相談・実施体制の整備、除却した空家等に係る跡地活用の促進等を総合的かつ計画的に推進し、地域住民の安心・安全な生活環境の確保を図っていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 平成28年度に実施した空家実態調査では、町内の空家件数が約500件にも及んでおり、人口減少や高齢化等に伴って空家問題が深刻化している。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 倒壊などで周辺に被害が及ぶ前に、利活用も含めた空家対策を実施していく。また、空家対策特別措置法に基づく協議会を設置して「空家等対策計画」を策定し、総合的かつ計画的に対策を推進していく。